

平成27年 第6回教育委員会会議録

1 日 時

平成27年5月28日(木)

開会 9時35分

閉会 10時50分

2 場 所

教育委員会室

3 出席した委員

金田清委員長、横山真紀委員、橋正徹委員、中村健一委員、眞鍋知子委員、木下公司教育長

4 説明のため出席した職員

金戸清外志教育次長、竹中功教育次長、齊田正活教育次長、表純一教育次長兼教員指導力向上推進室長、平島敏彦教育次長兼教育振興推進室長、脇田明義庶務課長、宮崎栄治教職員課長、小浦寛学校指導課長、篠原恵美子生涯学習課長、浅田隆文化財課長、森山喜博スポーツ健康課長

5 議案件名及び採決の結果

- | | | |
|--------|-------------------------------------|--------|
| 議案第17号 | 平成28年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について | (原案可決) |
| 議案第18号 | 平成27年度石川県立中学校教科用図書選定委員会設置要項の制定等について | (原案可決) |
| 議案第19号 | 石川県産業教育審議会委員の委嘱(任命)について | (原案可決) |
| 議案第20号 | 石川県社会教育委員及び石川県生涯学習審議会委員の委嘱(任命)について | (原案可決) |
| 議案第21号 | 教職員の人事異動について | (原案可決) |

6 報告案件

- | | |
|-----|--|
| 第1号 | 平成28年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験及び石川県公立学校教員(栄養教諭)採用候補者特別選考試験について |
| 第2号 | 体罰に関する調査について |
| 第3号 | 日本遺産の認定について |

7 審議の概要

- ・開会宣告
金田委員長が開会を告げる。
- ・会議の公開・非公開の決定

議案第18号は、教科書採択に関する案件のため、議案第19号から議案第21号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

・質疑要旨

議案第17号 平成28年度石川県公立高等学校等における入学者選抜方針について
(小浦学校指導課長説明)

資料1頁をご覧ください。

まず、提案理由ですが、平成28年度石川県公立高等学校、石川県特別支援学校及び石川県立中学校の入学者選抜の方法等についての基本方針を定めるためであります。

2の根拠法令は、学校教育法、学校教育法施行規則及び石川県立高等学校規則等の規定であります。

また、小松市立高等学校及び金沢市立工業高等学校については、あらかじめ小松市教育委員会、金沢市教育委員会より選抜方針の策定及びその周知について、文書で依頼を受けており、県立高等学校と併せて選抜方針を定めることとしております。

議案は資料1頁から15頁にお示ししてございますが、8頁から15頁までに、前年度との対照表がございますので、こちらの資料に沿って説明させていただきます。

8頁をご覧ください。

平成28年度の入学者選抜方針については、前年度を踏襲したいと考えております。

したがって、平成27年度との変更箇所は、年月日の変更のみとなっております。

まずはじめに、Iの公立高等学校入学者選抜方針についてであります。

1の出願資格につきましては、変更ございません。

2の日程についてご説明いたします。

8頁から9頁に記載してございます。

(1)の全日制課程の一般入学につきましては、学力検査等の期日を平成28年3月8日火曜日、9日水曜日の両日とし、合格者の発表を3月16日水曜日といたします。

以下、(2)、(3)、(4)、(5)に定時制課程の一般入学、全日制課程及び定時制課程の推薦入学、連携型中高一貫教育校の連携型入学、通信制課程の入学について、それぞれ期日をお示ししてあります。

10頁の3の一般入学、11頁の4の推薦入学、12頁の5の中高一貫教育校の入学、13頁の6の通信制課程の入学、7のその他については、年月日以外の変更点はございません。

以上が、公立高等学校の入学者選抜方針についてであります。

次に、14頁をご覧ください。

IIの特別支援学校の選抜方針についてであります。

学力検査等の期日を、高等部及び専攻科は平成28年2月17日水曜日、ろう学校幼稚部は2月18日木曜日とし、合格者の発表を3月3日木曜日といたします。

最後に、15頁をご覧ください。

IIIの石川県立中学校の選抜方針についてであります。

まず、6の選抜方法について、これまで別に実施していた作文を適性検査の中を含めた上で、総合適性検査を2つに分けて、総合適性検査I、II及び面接といたします。

このようにした理由ですが、中学校において実施する選抜のための適性検査については、これまでも、例えば、主な4教科の内容を重視することや、算数の問題を充実するなど問題の質などに配慮しながら実施に向けて改善を重ねてきました。

よりの確に児童の能力や適正を判断するためには、問題の量及び領域分野のバランスにも一層配慮する必要があることから、2時限に分けて検査をすることにしたものです。

具体的には、これまで60分で実施していた総合適性検査と40分で実施していた作文の時間を併せた100分の内容について、問題の量及び領域分野のバランスという観点で、改めて構成することとしました。

読解力、表現力等に条件作文を含め、主に言語に関する力、国語をみる適性検査をⅠとし、問題解決力や論理的思考力等、主に自然や社会、数理に関する力、社会、算数、理科をみる適性検査をⅡとし、それぞれ55分、併せて110分の内容とするものです。

これに伴い、2の「総合適性検査、作文及び面接」を「総合適性検査Ⅰ、Ⅱ及び面接」と改め、平成28年1月24日日曜日とし、3の選抜結果通知を2月1日月曜日といたします。

5の欠員補充については、3月4日金曜日までといたします。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【質疑】

(横山委員)

資料15頁の県立中学校入学者選抜方針のところで、総合適性検査がⅠ、Ⅱに分かれたと言う件ですが、Ⅰ読解力や表現力、Ⅱ数理に関することや問題解決力、例えば、Ⅰにものすごく特化していたり、Ⅱがものすごく特化していたりするような生徒が出てきた場合に、その辺の判断というのは、どうなんでしょうか。

これまでの総合的な検査というのではなく、このようにⅠ、Ⅱに分けたその辺りの意図をお聞きます。

(小浦学校指導課長)

従来の作文と総合適性検査、作文は読解力、総合適性検査では、国語、算数、社会、理科とあったわけです。いままでの問題は、質的なものを問うことをやってきた関係で、教科という言い方は出来ないのですけれど、その辺りのバランスが悪くなってきたこと、それと量的な問題、時間が足りなくなったなどの問題が起こって来たため、再構成してⅠとⅡに分けたものです。

領域毎にバランス良く力を見ようと、それぞれ100点、100点になると思うのですが、国語の力、社会の力、算数の力、理科の力が、よりバランス良く見られるために、より良く改善したものと思っています。

(金田委員長)

文科省の通達では、やはり教科という言葉は使えないという縛りがあるのですか。

(小浦学校指導課長)

そうです。

(金田委員長)

そうすると、今、課長が言われたように、融合問題とか、総合的問題という形になるんでしょうね。

その他の部分は、前年度と変わっていないですね。

では、この件につきまして、他にご発言はありませんでしょうか。

それでは、採決を求めます。

(全委員)

異議なし。

報告第1号 平成28年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験及び石川県公立学校教員(栄養教諭)採用候補者特別選考試験について

(宮崎教職員課長説明)

資料28頁をご覧ください。

まず、1の平成28年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験についてでございます。

(1)の試験期日につきましては、7月18日、19日の両日に筆記及び実技試験、8月1日又は2日に模擬授業、個人面接を行い、10月9日に結果の発表を行うこととしております。

次に、(2)の受験区分・教科につきましては、記載のとおりでございます。

(3)の採用見込数につきましては、今後の退職見込数や現在の教員の年齢構成、再任用教員数などを総合的に勘案いたしまして、昨年度より10人少ない320人といたしました。

内訳は、小学校教諭等155人程度、中・高等学校教諭等155人程度、養護教諭10人程度でございます。

(4)の受験資格につきましては、50歳未満としております。

(5)の選考区分につきましては、記載のとおりでございます。

なお、IVにありますとおり今回も引き続き、正規教員としての勤務経験を有する受験者を対象とした選考も行いまして、即戦力となる優秀な人材を確保したいと考えております。

29頁をご覧ください。

(6)その他といたしまして、今年度、英語に係る資格を有する英語受験者の実技試験の免除を廃止することといたしました。

これは英語教員の話す力が、ますます必要とされるということを受けての変更でございます。

これまで免除しておりました実技試験を課すことにより、全ての受験者の英語コミュニケーション能力を把握することを目的といたしております。

また②といたしまして、昨年度に引き続き、大学院修士課程在学1年目、又は教職大学院専門職学位課程在学1年目の受験者が採用候補となった場合には、大学院修了までの採用延長を認めることとしております。

優秀な人材を確保し、より専門性を高めた上で教壇に立ってもらうためでございます。

さらに③でございますけれども優秀な人材の確保には、受験者を増やす必要がございますので、教員の魅力をアピールし、石川の教員を目指してもらえよう県内の大学だけでなく、

北陸、中部、関西、関東地区の大学へ出向き、教員を目指す学生を対象とした説明会を行っているところでございます。

選考にあたりましては、教員として豊かな教養と専門的知識を有することはもちろんでありますが、児童・生徒に対する教育的愛情を持ち、健康でたくましく、指導力・実践力のある人材を確保したいと考えております。

次に、2の理療科教諭等の採用候補者選考試験につきましては、今ほどご説明いたしました教員採用候補者選考試験と同日に実施する予定でございます。

採用見込数は、若干名としております。

続きまして、3の栄養教諭特別選考試験についてご説明いたします。

これは栄養教諭免許状を持つ本県の公立学校栄養職員の中から、選考により栄養教諭に任用替えを行うものでございます。

この試験も、教員採用候補者選考試験と同日に実施し、4人程度を任用替えすることとしております。

以上で説明を終わります。

【質疑】

(橋正委員)

まさしく教育は人によって行われていますので、事務局は大変でしょうけれど、優秀な教員を集めると言うことで、北陸、中部、関東、関西といろいろと説明会をするのは大変でしょうが、頑張って優秀な教員を一人でも集めていただければと思っております。

それから質問ですが、一つは栄養教諭の任用換え、対象者はまだ大分いるのでしょうか。

また、もう一つは採用の見込数、少しずつ数字が下がっているようですが、その辺りのことをお聞かせ願います。

(宮崎教職員課長)

小中学校の栄養職員で、栄養教諭免許を持っておられる方が10名ほどいらっしゃいまして、更に講習等で免許を取ることが出来ますので、このところ、少しずつ増えている状況でございます。

(橋正委員)

この試験、この任用換えは、県がやり始めてからかなり経つので、ほとんど任用換えが終わっていると思ったので、まだ、大分対象者がいるのかなと思ってお聞きしたかったのです。

(宮崎教職員課長)

当初、その様に見込んでおったのですけれども、講習等で免許を取ることが出来るようになりまして、その分が少しずつ増えている状況でございます。

それから、もう一点、採用数の減少でございますが、これは昨年もそうでしたけれども、当初の見込よりも、年金の受給の関係で、再任用を希望する方が増えておりまして、当初の想定よりも少しずつ多い状況にありまして、その分、修正をしたと言う形で10人程度減らしております。

(橋正委員)

分かりました。

(金田委員長)

栄養教諭の免許を持っている人たち、大学卒業の若い人たちの採用率は、まだゼロなのか。

(宮崎教職員課長)

今のところ、栄養教諭の新規採用は行っておりません。

任用換えで対応しています。

(金田委員長)

彼らは、栄養士として採用されると言う形、就職の道は閉ざされていないということだね。

(宮崎教職員課長)

そうです。学校栄養職員としての採用は続けております。

(金田委員長)

就職の道を閉ざしてしまうと社会的な問題になるので、そこはお願いします。

それから採用見込数が320人程度になりましたけれど、お願いですが、正規化率と臨任率の数字をいつもきちんと把握していただきたい。

再任用は、正規化率に入れているのか。

(宮崎教職員課長)

再任用は、正規職員として算入しております。

(金田委員長)

それはきちんと説明して行かないと、正規化率が落ちていくようだと批判を受けやすいですから、そこはいつも率は把握しておいて欲しい。

(宮崎教職員課長)

おかげさまで、平成23年度から300人以上採らせていただいた関係で、臨任率は平成21年度、22年度よりも少し改善しております。

報告第2号 体罰に関する調査について

(宮崎教職員課長説明)

資料31頁をご覧ください。

県教育委員会では、平成24年度に文部科学省の要請により実施いたしました体罰調査、体罰に関する調査と同様な調査を、翌25年度、更に引き続きまして、26年度にも本県として実施したところでございます。

調査の方式は、24年度及び25年度と同様の方式で、26年度中に発生した体罰を児童・生徒及び保護者へのアンケート等により確認いたしました。

本資料につきましては、この調査の内容についてまとめたものでございます。

資料の1、発生件数及び処分状況等をご覧ください。

平成26年度の体罰は、小学校1件、中学校3件、高等学校1件、合計5件となっております。平成24年度の37件、平成25年度の7件と比べて減少しております。

また、体罰が行われた学校は、5校となっております。

これらの体罰に対しましては、昨年度、既にこの会議で決定していただきましたように、減給2件、戒告3件の処分を決定していただいております。

続きまして、2の体罰の場面をご覧ください。

体罰が行われた場面につきましては、放課後が最も多く3件、授業中及びホームルームがそれぞれ1件となっております。

以上で説明を終わります。

【質疑】

(眞鍋委員)

児童生徒及び保護者へのアンケートについてですが、これは全員にと言いますか、全数調査という形なんでしょうか。

それから、例えば、担任の先生から体罰を受けたようなケースで、担任の先生がこのアンケート調査を回収するというような言うシステムになっていないのでしょうか。

また、体罰の定義のようなものが、きちんとアンケートの中に書かれているのか、それとも主観的なもので体罰を受けたと言うようなことも含まれているのか、その辺のこともお聞かせいただけますか。

(宮崎教職員課長)

アンケートのやり方につきましては、アンケート用紙を児童生徒一人一人に配り、家に持って帰り保護者と一緒に記入して、それを封筒に入れ、封をして担任に提出する。

それで担任は、それを集約いたしまして、その開封につきましては、例えば、PTAの役員でありますとか、学校の教員以外の方を入れた場で開封して整理しております。

また、特に体罰の定義というものは、そのペーパーに書いてございまして、いわゆる不適切な指導を含めて、気になった指導を全て出していただいております。

その外部の方も含めた委員会で、これが体罰にあたるかどうかと言うことを、まずは学校の方で判別いたしまして、それを更に、小中学校の場合であれば市町の教育委員会、県立学校の場合では、私ども教職員課の方へ提出していただきまして、さらに精査して、その結果、体罰と認定されたものが今回ご報告した件数でございます。

中には暴言でありますとか、有形力の行使にはあたらないけれども不適切な指導であると、そう言ったもの、これは体罰には含んでおりませんが、それを整理して資料としております。

(眞鍋委員)

アンケートは無記名ですか、それとも名前も記入で、きちんと遡ってさらに生徒から調査できる体制なんですか。

(宮崎教職員課長)

アンケートには、児童生徒の名前を書きいただきまして、それに基づいて、聞き取りでありますとか、更に詳しい調査が出来るような形になっております。

(眞鍋委員)

ありがとうございました。

すごくしっかりとした調査だと言うことが、理解できました。

(金田委員長)

この調査は石川県独自ですよ。文科省の調査ではないですよ。

(木下教育長)

はい、そうです。

(横山委員)

平成24年度の37件から25年度は7件、26年度は5件と数的にはとても少なくなったと言うことで喜ばしいと思うのですが、逆に体罰の取り締まりで、先生の生徒への指導が心配です。これはお願いなんです、先生が指導として、体罰を好まないと言うことをきちんと認識していただいて、生徒が悪いときは、しっかりと指導をしていただきたいなと思っております。

もう一点、アンケートのことなんです、私も実は、封をして学校にアンケートを手渡したことがあるのですが、その時、なかなか子どもが言わなかったりとか、お友達のことまで書こうとしなかったりと言うことが見受けられて、そう言ったところを、逆にお友達のお母さん達とかが聞いたりして、保護者も、もう一步踏み込めないというか、明日までに提出しなければでなく、もう少し時間をおいて、例えば保護者として、どのようにアンケートに対応すれば良いかみたいなことも、もうちょっと、考慮されていると良いなと思いました。

(橋正委員)

数が少なくなっていることは、喜ばしいことではありますが、数が多いとか少ないとかと言う傾向の問題ではなくて、子ども同士のいじめ同様に、あつてはならないことで、ゼロを目指すと言うことが基本だと思うのですが、教師のモチベーション、こっちの方が下がらないような支援と言いますか、そう言う方策も、一方で考えていただければと思います。

教員が信念を持って、熱意を持って、堂々と教育活動を行っていただけますように、またご尽力をいただければと願っております。

(中村委員)

今の橋正委員の意見に本当に賛成で、中にはとんでもない体罰という、また質の悪い体罰というのも中にはあったわけであります。

ただ、以前から見て若干のことで、精神的なとかいろんな意味で、例えば、「廊下に出て立っている。」だけで体罰になるとか、行き過ぎた形と言うのと、もう一つは、先生が一所懸命にやっているにも関わらず、子どもと親が悪くて、事件化するみたいな面も片側ではあつて、

先生が大変やりにくいことも多々見受けられます。

その辺に対して本当に、公になってしまったら、どんな正しいことを先生がしていても、処分せないかんといいつらいことも、中には今までありました。

昨年とかではないのですけれど、そう言うケースが多々あることも事実なので、その辺、橋正委員がおっしゃった、モチベーションが下がらないように先生に頑張ってもらおうと言うことと、しっかりと、そのあるべき正しい教育をしてもらいたいと言うことと、その二つ、相反するものですが、極めて片側の方だけ見ているいけないなと言う感じを受けております。

(木下教育長)

当然、子供たちに毅然とした対応をとると言うことは、おっしゃるとおりのことですので、この毅然とした対応の取り方というこの部分を、しっかりと先生方への研修を通してやっていきたいなと思っています。

一つは、やはり感情のコントロールの仕方の問題がありますし、どうも先生方のコミュニケーション力の若干の不足という部分で、ついつい言葉よりも手が先に出てしまうというようなこともあるのかと言うふうに思いますし、スポーツの指導等言えば、もう少し科学的根拠に基づく指導と言うような、指導のスキルですね、そう言ったものを高めて行っていただくような研修を通しまして、なるべくきちんと理詰めで子供たちを指導出来るようなそう言った体制を整えながら、子供たちに対する毅然とした指導というものを、徹底できるようにしていきたいなと思っていますので、先生方への研修をしっかりとしていきたいと思っています。

報告第3号 日本遺産の認定について

(浅田文化財課長説明)

資料3 2頁をご覧ください。

去る4月24日、国が今年度、新たに創設しました「日本遺産」に、今回、本県ならびに、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町が申請した「灯り舞う半島 能登 ～熱狂のキリコ祭り～」が認定されました。

まず、1の「日本遺産」についてですが、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」に認定するとともに、ストーリーを語るうえで不可欠な魅力ある文化財群を地域が主体で整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るものでございます。

2の今回の「日本遺産」の認定件数でございますが、全国で18件、24府県の認定となっております。

また、文化庁におきましては、2020年までに、全国で100件程度の認定を予定しております。

3の「灯り舞う半島 能登 ～熱狂のキリコ祭り～」のストーリーの概要についてですが、日本海文化の交流拠点である能登半島は、独自の文化を育み、数多くの祭礼が行われてきており、その白眉はキリコ祭りと呼ばれ、総称される灯籠神事でございます。

夏には、約200地区で行われ、能登を照らし出し、日本の原風景でもある素朴な能登の

里山里海で神輿とともにキリコを担ぎ上げ、激しく練り回るものでございます。

祇園信仰や夏越しの神事から発生した祭礼が、地区同士で威勢を競い合う中で独自の発展をしたものであり、これほどまでに灯籠神事が集積をした地域は唯一無二でございます。

こうした能登地域の人々の生活と一体になって継承されてきたキリコ祭りが、文化として高く評価されたものと考えております。

これを機にキリコ祭りを保存・継承させるとともに、観光戦略推進部など関係部局や関係市町、観光団体等としっかり連携しながら、能登のキリコ祭りの魅力を発信することで、交流人口の拡大や地域創生を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【質疑】

(眞鍋委員)

能登のキリコ祭りが認定されたことは、大変すばらしく嬉しいことと思うのですが、一方で、お祭りを維持するためのキリコの担ぎ手不足の問題とかで、例えば、金沢大学でも学生を組織化して、お祭りに人足として行かせるような取り組み等をして、若者を抱える地元の大学として、手伝えるところは手伝っている面があるのですが、例えばそういう課題、お祭りをこれから継続的にやっていける課題に対して、この認定後に何か、そう言うところに支援が入るとか、どんなふうにして、これを支えて維持していくかというところで期待ができるのか、分かっていることがありましたら教えてください。

(浅田文化財課長)

今回の認定を受けまして、文化庁の方でも予算措置をうっております、今現在、中身につきましては、我々がやりたいことを要望いう形で文化庁のヒアリングを受ける段階でして、まだ調整中ですが、文化庁が期待しているのは、2020年の東京オリンピックを見据えているのだと思いますが、各地域の宝を世界に向けて情報発信することによって、観光誘客という形で、多くの方に来ていただいて日本を知っていただくということが、まず第一点の視点です。

今ほど委員がおっしゃりましたように、各祭礼には後継者不足、人手不足の問題がございます。これは各地域で知恵を絞っているところで、委員のおっしゃったように、いろんな大学と連携をして、応援をしていただいていると言うところで、これについても何か、政策的に出来ないかということを検討しております。

(木下教育長)

恒常的な経費に対して出すというのは、難しいですね。

文化庁の制度そのものも、恒久的に助成制度を設けるとい趣旨では、ないようですので、ある意味イニシャルコスト的な、そう言った部分への支援という面では可能だと言うふうに思うのですが、協賛会が実施する様々な継続的なものに対して助成できるかというところ、そこは、なかなか制約があるかと言うところなものですから、

まあ神事でもありますので、行政がどこまで関与できるのかという問題もあって、そこは、なかなか地元が要望するどおりのことが出来るのかというところ、そうではないかも知れないと言う部分はあると言うふうに、我々は思っています。

(金田委員長)

どういう形であれ、能登の振興を、或いは石川県土全体の振興に繋がればと言う思いで、また頑張っていたいただければと思います。

(金田委員長)

以降の審議については、非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第18号 平成27年度石川県立中学校教科用図書選定委員会設置要項の制定等について
(非公開)

小浦学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第19号 石川県産業教育審議会委員の委嘱(任命)について(非公開)

小浦学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第20号 石川県社会教育委員及び石川県生涯学習審議会委員の委嘱(任命)について
(非公開)

篠原生涯学習課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

(金田委員長)

人事担当教育次長以外の教育次長と、庶務課長及び教職員課長以外の課長の退出を促す。

議案第21号 教職員の人事異動について(非公開)

宮崎教職員課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

・閉会宣言

金田委員長が、閉会を告げる。